

研究開発戦略専門調査会の設置について

〔平成27年2月10日〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定
平成31年4月1日
一部改定

1. サイバーセキュリティ基本法施行令（平成26年政令第400号）第2条の規定に基づき、サイバーセキュリティに係る研究開発及び技術開発並びにそれらの成果利用の戦略に係る事項について、調査検討を行うため、研究開発戦略専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。
2. 専門調査会の委員は、サイバーセキュリティに係る研究開発及び技術開発並びにそれらの成果利用の戦略に係る事項について優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者（当該委員がサイバーセキュリティ戦略本部員の場合にあっては、サイバーセキュリティ戦略本部長が指名する者）とする。
3. 専門調査会の会長は、その委員の互選により決する。
4. 専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、当該専門調査会の委員以外の者に対し、当該専門調査会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
5. 専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、専門調査会の下にワーキンググループを置くことができる。
6. 専門調査会の委員の任期は、任命又は指名の日から2年以内とする。ただし、再任又は再指名を妨げない。
7. 専門調査会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
8. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は会長が定める。
9. 「技術戦略専門委員会」（平成17年7月14日情報セキュリティ政策会議決定）が決定した事項及び検討した事項等については、専門調査会に引き継がれるものとする。